

広島県告示第百十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、中田港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によつて、当該臨港地区の区域及び分区の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域及び分区の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成二十年二月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港地区の変更

1 変更前

区	域	面 (ヘクタール) 積
江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字清能、同町高田字名高地、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれぞれの一部		
		〇・五三

2 変更後

区	域	面 (ヘクタール) 積
江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字清能、同町高田字名高地、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれぞれの一部		
		三・五九

二 分区の変更

1 変更前

分区の種類	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれぞれの一部		〇・五〇
漁港区	江田島市能美高田字清能、同町高田字名高地のそれぞれの一部		〇・〇三

2 変更後

分区の種類	区 域	面 積 (ヘクタール)
商 港 区	江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれぞれの一部	二・九二
漁 港 区	江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字清能、同町高田字名高地のそれぞれの一部	〇・六七

三 臨港地区の区域及び分区の案の縦覧場所

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室、広島県広島港湾振興局港営課及び江田島市建設課

四 縦覧期間

平成二十年二月七日から平成二十年二月二十一日まで